

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	9	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	45	許認可等の内容	技能検定の受験資格	
<p>(受検資格)</p> <p>第四十五条 技能検定を受けることができる者は、次の者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者三 前二号に掲げる者に準ずる者で、厚生労働省令で定めるもの <p>職業能力開発促進法規則</p> <p>(特級の技能検定の受検資格)</p> <p>第六十四条 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、特級の技能検定については、検定職種に関し、一級の技能検定に合格した者で、その後五年以上の実務の経験を有するものとする。</p> <p>(一級の技能検定の受検資格)</p> <p>第六十四条の二 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 検定職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後二年以上の実務の経験を有する者、二級の技能検定に合格した者又は三級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後一年以上の実務の経験を有するものに限る。)二 検定職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後四年以上の実務の経験を有する者、二級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後二年以上の実務の経験を有するもの又は三級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後三年以上の実務の経験を有するものに限る。)三 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後七年(総訓練時間が二千八百時間以上の訓練を修了した者にあつては、六年)以上の実務の経験を有する者、二級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後三年以上の実務の経験を有するもの又は三級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後五年(総訓練時間が二千八百時間以上の訓練を修了した者にあつては、四年)以上の実務の経験を有するものに限る。)						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	資料番号	9	担当課	労政雇用課
			45	許認可等の内容	技能検定の受験資格	
<p>四 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後七年以上の実務の経験を有する者、二級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後三年以上の実務の経験を有するもの又は三級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後五年以上の実務の経験を有するものに限る。)</p> <p>五 検定職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後七年以上の実務の経験を有する者、二級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後三年以上の実務の経験を有するもの又は三級の技能検定に合格した者で当該技能検定に合格した後五年以上の実務の経験を有するものに限る。)</p> <p>2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 検定職種に関し、長期課程の指導員訓練を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>二 別表第十一の二の下欄に掲げる免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者で、その後当該免許職種に応ずる同表の上欄に掲げる検定職種(その検定職種が二以上あるときは、いずれか一の検定職種)に関し二年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>三 学校教育法による専修学校又は各種学校(授業時数が八百時間以上のものに限る。以下この条、第六十四条の三及び第六十四条の六において同じ。)のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業し、かつ、二級の技能検定に合格した者で、当該技能検定に合格した後当該検定職種に関し厚生労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの</p> <p>四 検定職種に関し、二級の技能検定に合格した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>五 学校教育法による大学において検定職種に関する学科を修めて卒業し、かつ、三級の技能検定に合格した者で、当該技能検定に合格した後当該検定職種に関し六年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>六 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業し、かつ、三級の技能検定に合格した者で、当該技能検定に合格した後当該検定職種に関し七年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>七 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において検定職種に関する学科を修めて卒業し、かつ、三級の技能検定に合格した者で、当該技能検定に合格した後当該検定職種に関し八年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>八 学校教育法による専修学校又は各種学校のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業し、かつ、三級の技能検定に合格した者で、当該技能検定に合格した後当該検定職種に関し厚生労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	9	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	45	許認可等の内容	技能検定の受験資格	
<p>九 検定職種に関し、三級の技能検定に合格した者で、その後九年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>十 学校教育法による大学において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し八年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>十一 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し九年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>十二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し十年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>十三 学校教育法による専修学校又は各種学校のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し厚生労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの</p> <p>十四 検定職種に関し十二年以上の実務の経験を有する者</p> <p>3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、一級の技能検定については、第一項各号及び前項各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者とする。 (二級の技能検定の受験資格)</p> <p>第六十四条の三 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者(総訓練時間が二千八百時間未満の訓練を修了した者にあつては、当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後一年以上の実務の経験を有する者に限る。)</p> <p>三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後一年以上の実務の経験を有する者に限る。)</p> <p>四 検定職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後一年以上の実務の経験を有する者に限る。)</p> <p>2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 検定職種に関し、三級の技能検定に合格した者で、その後六月以上の実務の経験を有するもの</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	9	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	45	許認可等の内容	技能検定の受験資格	
<p>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し一年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し二年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>四 学校教育法による専修学校又は各種学校のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し厚生労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの</p> <p>五 検定職種に関し三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 検定職種に関し、長期課程の指導員訓練を修了した者</p> <p>二 学校教育法による大学において検定職種に関する学科を修めて卒業した者</p> <p>三 第一項各号、前項各号及び前二号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者(三級の技能検定の受験資格)</p> <p>第六十四条の四 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者</p> <p>三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者</p> <p>四 検定職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が八百時間以上のものを修了した者</p> <p>2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、三級の技能検定については、検定職種に関し一年以上の実務の経験を有する者とする。</p> <p>3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 検定職種に関し、長期課程の指導員訓練を修了した者</p> <p>二 学校教育法による大学において検定職種に関する学科を修めて卒業した者</p> <p>三 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	9	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	45	許認可等の内容	技能検定の受験資格	
<p>四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において検定職種に関する学科を修めて卒業した者</p> <p>五 第一項各号、前項及び前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者(基礎一級及び基礎二級の技能検定の受験資格)</p> <p>第六十四条の五 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 検定職種に関し、応用課程又は専門課程の高度職業訓練を修了した者二 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者三 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が三百五十時間以上のものを修了した者四 検定職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が八百時間以上のものを修了した者 <p>2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、基礎一級の技能検定については検定職種に関し八月以上の実務の経験を有する者とし、基礎二級の技能検定については検定職種に関し四月以上の実務の経験を有する者とする。</p> <p>3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 検定職種に関し、長期課程の指導員訓練を修了した者二 学校教育法による大学において検定職種に関する学科を修めて卒業した者三 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において検定職種に関する学科を修めて卒業した者五 第一項各号、前項及び前各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者(単一等級の技能検定の受験資格) <p>第六十四条の六 法第四十五条第一号の厚生労働省令で定める準則訓練を修了した者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 検定職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	資料番号	9	担当課	労政雇用課
			45	許認可等の内容	技能検定の受験資格	
<p>二 検定職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者(第六十一条第二項第三号及び第十六号に掲げる検定職種(以下「特定職種」という。)以外の検定職種にあつては、当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後二年以上の実務の経験を有する者に限る。)</p> <p>三 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が二千八百時間以上のものを修了した者(特定職種以外の検定職種にあつては、当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後二年以上の実務の経験を有する者に限る。)</p> <p>四 検定職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後三年以上(特定職種に係る者にあつては、一年以上)の実務の経験を有する者に限る。)</p> <p>五 検定職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後三年以上(特定職種に係る者にあつては、一年以上)の実務の経験を有する者に限る。)</p> <p>六 検定職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者(当該検定職種に関し、当該訓練を修了した後三年以上(特定職種に係る者にあつては、一年以上)の実務の経験を有する者に限る。)</p> <p>2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学校教育法による大学において検定職種(特定職種を除く。)に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し二年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し三年(特定職種に係る者にあつては、一年)以上の実務の経験を有するもの</p> <p>三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し四年(特定職種に係る者にあつては、二年)以上の実務の経験を有するもの</p> <p>四 学校教育法による専修学校又は各種学校のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該検定職種に関し厚生労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの</p> <p>五 検定職種に関し五年(特定職種にあつては、三年)以上の実務の経験を有する者</p> <p>3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 検定職種に関し、長期課程の指導員訓練を修了した者</p> <p>二 別表第十一の二の上欄に掲げる検定職種に関し、同表の下欄に掲げる免許職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p> <p>三 学校教育法による大学において特定職種に関する学科を修めて修了した者</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

			資料番号	9	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	45	許認可等の内容	技能検定の受験資格	
<p>四 第一項各号、前項各号及び前三号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者（受験資格の特例）</p> <p>第六十四条の七 第六十四条から前条までの規定にかかわらず、令別表第二に掲げる職種の技能検定に係る受験資格については、指定試験機関が定めることができるものとする。</p> <p>2 指定試験機関は、前項の受験資格を定めたときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 指定試験機関は、前項の承認を受けた受験資格を公示しなければならない。</p>						